令

和

6

年

6

月

14

日

平山絢也

運河さくら整骨院

流山市東深井四二一

の 三

IJ

千葉県告示第三百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項

(中国残留邦人等の円

定

例

大堀剛史

のぞみ整骨院

東京都江東区南砂三の

五. \mathcal{O}

IJ

六 の

第13947号

主

要

目 次

示

道路区域の変更 生活保護法等に基づく指定施術者の指定

(四件)

地方自治法施行令等の一部を改正する政令に基づく徴収事務の委託 公 出

 \bigcirc

0 宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨の公告

示

法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び

な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

(昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十五条第一項

(中国残留邦人等の円

永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七

附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含

)の規定により、次の施術者を指定施術者に指定した。

滑

千葉県告示第三百四十四号

生活保護法

特定調達公告

告

令和6年6月14日

久美子 浩司

原正

雄

名

名 施

称

在 五.

> 地 所

> > 指

定

年

月

日

木村正·

人

鍼灸愛の手治療院

柏市

南柏

の 七の

九

IJ

南柏

療院

う・マッサージ治

九

六の 八 の 八の

術

千葉県知事

熊

谷

俊

人

大澤佳 荒川 荒川

あさひろ整骨院 あらかわ接骨院 あらかわ接骨院 福禄寿整骨院

市川市菅野四の

東京都江戸川区西葛西

三の

市 Щ

川市菅野四の 武市成東

二七 二七

令和五年四月

日

中

-村美

やわらぎ便はり

橋市一

一咲二の一二の二三

IJ

きゅうマッサージ

船橋院

令和五年三月三十日

(金曜日)

和六年六月十四日

監査委員公告

監査結果の公表

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届

 \bigcirc

 \bigcirc \bigcirc

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

(十八件)

三四

 Ξ

三

む。

三

号)

 \equiv \equiv

> 法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七

)の規定により、次の施術者を指定施術者に指定した。 附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含

令和六年六月十四日

千葉県知事 熊 谷 俊

報			<u> </u>	<u>予和</u>	6 年	≟ 6	月 1	4 目	(4	金曜	目)
松原誠	谷嶋辰夫	斉藤樹		大草久幸			堤加奈代		児玉伸子		児玉豊一
が見います。	けあ・楽鍼灸マッ	北千住中央整骨院	サービス	株式会社東京在宅	所	サージ四街道施術	フレアス在宅マッ	シップ	株式会社ボンズ	草加北支店	からだ元気治療院
山武市大木六九九の一九	白井市平塚一、七二九	東京都足立区千住三の四八	四	東京都新宿区新宿一の五の			四街道市めいわ一の一の九	の 四	東京都江東区東陽三の一〇	の三	埼玉県草加市新栄二の二六
II	II	IJ		IJ			IJ		IJ		IJ
永法滑	-	F.									
永 法 滑住 律な	生	千 葉			泉	小		山		桃	

千葉県告示第三百四十六号

む。 号) 法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び 永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七 滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項)の規定により、次の施術者を指定施術者に指定した。 附則第四条第二項において準用する場合を含む。)においてその例による場合を含 (中国残留邦人等の円

令和六年六月十四日

翁長律

はり灸風凛

西原大貴

からだ元気治療院

市川市南八幡

一の四の四

松戸市下矢切一二三の八

IJ

IJ

市川店

三平雄一

ウィズ鍼灸治療院

東京都台東区千東二の三四

IJ

岡田拓也

岡田拓也

市川市湊新田一

の ---の -

令和五年七月一日

山本由佳

からだ元気治療院

市川市南八幡

一の四の四

市川店

氏

名

名 施

称

所

在

地所

指

定

年

月

日

術

茂原店	講元一行 からだ	ころ金町	斎藤栄治 訪問マ	マッサージ	大門渚 ハート	ジ治療院	原田路大オリー	名 名		
	からだ元気治療院	町治療院	マッサージこ	ージ院松戸	・フル鍼灸	院	リーブマッサー	称		
	茂原市高師四九四の一	六	東京都葛飾区東金町一の三		松戸市六実六の二一の七	00-	東京都世田谷区新町三の二	所 在 地	術	千葉県知事
	"		令和五年六月一日		令和五年五月十一日		令和五年五月一日	指定年月	<u>=</u>	熊谷俊人

柏木朋子

訪問マッサージK

EiROW新柏ス

テーション

小島和已

鍼灸マッサージ院 ヒーリングプラス

柏市南柏

の二の七

IJ

森本亜矢子

はり灸風凛 台東院

松戸市下矢切一二三の八

柏市増尾台一の一〇の九

IJ IJ

県		大久保四の一〇	
泉雄士朗	ずみ屋	の三 習志野市本大久保四の一○	n
-葉県告示第三	一百四十七号		'
Eな帰国の促進 生活保護法 (並びに永住昭和二十五	邦人等及び特定配偶号)第五十五条第一	『者の自立の支援に関する項(中国残留邦人等の円
1律(平成六年	成六年法律第三十号)第十	四条第四項(中国残留邦人等	7の円滑な帰国の促進及び
の)附則第四条が住帰国後の自	第二項に立の支援	ひ。つ	においてその例による場合を含法律(平成十九年法律第百二十七
3。)の規定に	により、次の施術者を	次の施術者を指定施術者に指定した。	
令和六年六	和六年六月十四日		
		千葉県知事	熊 谷 俊 人

桃木隼介

金町接骨院

テーションげんき

の 五

令和	11 6	年	<u>6 月</u>	14	目	(金	:曜	∃)_				壬			亨	ŧ			県				報				第	13	9 4	ا 7 ا	号		
株式会社セノン	名称及び代表		令和六年六月十	より、パーキング	る改正前の地方自	地方自治法施行	千葉県告示第三百四十九号		一地先まで	二、二二番	千町字桃園	から芸	一二〇番二地	関字西堤七、		区間	多更の区間並	路線名正気	道路の種		令和六年六月十	六月十四日から三週間、	その関係図面は	のとおり変更した。	道路法(昭和二十	千葉県告示第三百四十		院	· 久	テ		長江明典在	西田加代
千葉支社 一千	表者の氏名		十四日	・チケット	の地方自治法施行令(四	行令等の一部を改	[四十九号						後		前	変更の前後別	びに敷地	正気茂原線	県道		十四日	一週間、縦覧に供する。	 、千葉県県土整備 	0	一十七年法律第百八十号)	四十八号		Pro	マッサージ治	イーサービス	会社アメ	宅マッサージ	ーフ ーフ ・サージ
葉市中央区新町一番地	所 在 地	葉県		発給手数料の徴収事務を次の	(昭和二十二年政令第十六号)	部を改正する政令(令和六年政						三六・五九メートルまで	八メートル	一九・四二メートルま	六八メートルから	敷地の幅	延長			千葉県知		所する。	整備部道路環境課及び長生土木事務所に		口八十号)第十八条第一項				療	鍼	の九	株 千葉市中央区南町二の	リ 船橋市習志野台三の六
令和六年四月一日から令和	委 託 期 間	知事		のとおり委託した。	第百五十八条第一項の規	- 第十二号)第一条の規定						· で	四九六・一七メートル		四六二・九三メートル	E				知事 熊 谷 俊 人			おいて、令和		の規定により、道路の区域							一七 "	へ の 四
	7		6		定に 5	によ	4		3			口			イ	名又	2			1	 一 届		六年	商工労	を次すべき事	なお、	その	小売店舗	大規模				支
二七平方メートル	荷さばき施設の面積	四一台	駐輪場の収容台数	四七台	駐車場の収容台数	一、四一二平方メートル	大規模小売店舗内の店舗面積	令和七年一月三十日	大規模小売店舗の新設をする	神奈川県横浜市青葉区荏田	株式会社クリエイトエス・	当該大規模小売店舗におい	神奈川県横浜市青葉区荏田	株式会社クリエイトエス・	大規模小売店舗を設置する	は名称及び住所並びに法	大規模小売店舗を設置する者及	佐倉市城字熊野谷津七八四番	クリエイトS・D佐倉石川店	大規模小売店舗の名称及び所	出の概要		令和六年六月十四日	工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	事項について意見を有する者は、	、当該大規模小売店舗を設置	届出及び添付書類は、令和な	舗の新設について次のとおり	小売店舗立	大規模小売店舗立地法に基づ	公		支社長 山下正喜 一 一四
							傾の合計		る日	田西二丁目三番地二	・ディー 代表取締役	いて小売業を行う者の氏	田西二丁目三番地二	・ディー 代表取締役	る者の氏名等	人にあっては代表者の氏	る及び当該大規模小売店舗	番六六ほか	户	所在地		千葉県知事		促出することができる。	有は、令和六年六月十四	直する者がその周辺の地	令和六年六月十四日から十月十五	り届出があった。	法律第九十一号)	く大規模小売店舗の			三階 『パークアクシス千葉』
											瀧屋幸彦	名等		瀧屋幸彦		氏名	戸舗において小売業を行う者の					^宋 知事 熊 谷 俊			四日から十月十五日まで、	域の生活環境の保持の	万十五日まで縦覧に供する。		笙	新設の届出	告		七年九月三十日まで
																	う者の 氏					人			千葉県	ため配慮	٠°		大規模				

				第 1	3	9 4	1 7 ·	묵				千				葉			틧	1			報				佘	和 (; 年	6 ^E	1/	1 日	(<i>L</i>	2曜	日)
5		4		3			2			1	_			商工	す		そ	小売		•			三		=		12	, H (11	<i>J</i>	10	<u>. H</u>	9	· · · · · · · · ·	8
変更前の大規模小売店	ドラッグコスモス三崎店	変更後の大規模小売店舗の名称	ドラッグコスモス銚子三崎町店	変更前の大規模小売店舗の名称	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	大規模小売店舗を設置する者の氏名等	銚子市三崎町二丁目二、五六四番四ほか	ドラッグコスモス三崎店	大規模小売店舗の名称及び所在地	届出の概要	千葉県知事 熊 谷 俊 人	令和六年六月十四日	工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	べき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県	なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮	の届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。	.店舗の変更について次のとおり届出があった。	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出		千葉県商工労働部経営支援課及び佐倉市経済環境部商工振興課	縦覧場所	令和六年五月二十九日	届出年月日	午前六時から午後十時まで	荷さ	一か所	駐車場の自動車の出入口の数	午前八時三十分から午後十時まで	来客が駐車場を利用することができる時間帯	開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時四十五分	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	八立方メートル	廃棄物等の保管施設の容量
ッグコスモス長須賀店	4 変更後の大規模小売店舗の名称	コスモス長須賀店	3 変更前の大規模小売店舗の名称	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	木更津市長須賀字池ノ下二、三一二番ほか	ドラッグコスモス長須賀店	1 大規模小売店舗の名称及び所在地	一届出の概要	千葉県知事 熊 谷 俊 人	令和六年六月十四日	商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県	なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮	その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。	小売店舗の変更について次のとおり届出があった。	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出		千葉県商工労働部経営支援課及び銚子市観光商工課	三 縦覧場所	令和五年十二月二十一日	二 届出年月日	令和五年九月一日	9 変更年月日	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階

` .	fr ^	F	c 🗀	, ,	н	<i>(</i>	n==	пΛ				-				**			,,	≡			, -m				,	F -1			7 P				
	和 6		6月	14		(金	≳曜_		_			<u>千</u> 商	す	<i>4</i> \		<u>葉</u> 小	—		<u></u>	<u></u>	三		<u>報</u> 二		0		<u></u>		3 9	4		<u> </u>	C		5
4 変更後の大規模小売店舗の名称	ドラッグコスモス松戸六高台店	3 変更前の大規模小売店舗の名称	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	松戸市六高台一丁目五八番一ほか	ドラッグコスモス六高台店	1 大規模小売店舗の名称及び所在地	届出の概要	千葉県知事 熊 谷 俊 人	令和六年六月十四日	工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	べき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県	なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮	その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。	売店舗の変更について次のとおり届出があった。	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出		千葉県商工労働部経営支援課及び木更津市経済部産業振興課	縦覧場所	令和五年十二月二十一日	届出年月日	令和五年九月一日	9 変更年月日	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階	変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所
(仮称) ドラッグコスモス桜の里店	3 変更前の大規模小売店舗の名称	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	野田市桜の里二丁目五番七ほか	ドラッグコスモス野田さくらの里店	1 大規模小売店舗の名称及び所在地	一届出の概要	千葉県知事 熊 谷 俊 人	令和六年六月十四日	商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県	県 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮	慮 その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。	小売店舗の変更について次のとおり届出があった。	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模	大規模小売店舗立地法に基づく大規模		千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課	三、縦覧場所	令和五年十二月二十一日	二 届出年月日	令和五年九月一日	9 変更年月日	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階	5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所	ドラッグコスモス六高台店

	第 1	3 9	4 7	<u>号</u>				壬				<u>葉</u>			媽	Į.			報				令	<u>和 (</u>	<u>5 年</u>	6月	14	1 日	(金	定曜	∃)
3	2		— 1			商工	すべ	な	そ	小売	大				Ξ		=		9			8			7		6		5		4
変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一ほかイオンタウン株式会社(代表取締役)加藤久誠ほか	大規模小売店舗を設置する者の氏名等野田市七光台四番地二ほか	イオンタウン野田七光台	大規模小売店舗の名称及び所在地届出の概要	千葉県知事 熊 谷 俊 人	六年六月十四日	労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	べき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県	なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮	の届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。	売店舗の変更について次のとおり届出があった。	規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出		千葉県商工労働部経営支援課及び野田市自然経済推進部商工労政課	縦覧場所	令和五年十二月二十一日	届出年月日	令和五年九月一日	変更年月日	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階	変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所	ラッグコスモス野田さくら	変更後の大規模小売店舗の名称
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一○番一号第一福岡ビルS館四階	前の大規模小売店	4 変更後の大規模小売店舗の名称	(仮称)コスモス野田柳沢店	名称	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	野田市柳沢新田字畔ケ谷二四番四ほか	ドラッグコスモス柳沢店	1 大規模小売店舗の名称及び所在地	一届出の概要	千葉県知事 熊 谷 俊 人	令和六年六月十四日	商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県	なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮	その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。	小売店舗の変更について次のとおり届出があった。	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出		千葉県商工労働部経営支援課及び野田市自然経済推進部商工労政課	三 縦覧場所	令和六年一月九日	二 届出年月日	令和五年四月一日	5 変更年月日	イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤久誠ほか	更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等	イオンタウン株式会社 代表取締役 加藤久誠ほか

和 6	任	6 日	14	FI	(全	曜	∃)				千				葉			Į.	1			報				笙	§ 1	3 9	4	7 号	ļ-			
<u>, тн с</u>	6	<i>□ /</i>]	5	H	4	<u>. PE</u>	3			2			1	_	<u> </u>		商丁	す		そ	小売	大				Ξ	<u>, </u>		7	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>			8	
変更介ので見算い是店舗でおいていき食ど方の香の氏名等 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階	変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所	ドラッグコスモスユーカリが丘店	変更後の大規模小売店舗の名称	(仮称)コスモスユーカリが丘店	変更前の大規模小売店舗の名称	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	大規模小売店舗を設置する者の氏名等	佐倉市西ユーカリが丘四丁目一四番八ほか	ドラッグコスモスユーカリが丘店	- 大規模小売店舗の名称及び所在地	届出の概要	千葉県知事 熊 谷 俊 人	令和六年六月十四日	工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	べき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県	なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮	の届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。	売店舗の変更について次のとおり届出があった。	、規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出		千葉県商工労働部経営支援課及び野田市自然経済推進部商工労政課	縦覧場所	令和五年十二月二十一日	届出年月日	令和五年九月一日	変更年月日	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	代表取締	変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階	5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所	ドラッグコスモス東金田間店	4 変更後の大規模小売店舗の名称	(仮称)ドラッグコスモス東金田間店	3 変更前の大規模小売店舗の名称	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	東金市田間字末無九一番一ほか	ドラッグコスモス東金田間店	1 大規模小売店舗の名称及び所在地	一届出の概要	千葉県知事 熊 谷 俊 人	令和六年六月十四日	商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県	なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮	その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。	小売店舗の変更について次のとおり届出があった。	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出		千葉県商工労働部経営支援課及び佐倉市経済環境部商工振興課	三 縦覧場所	令和五年十二月二十一日	二 届出年月日	令和五年九月一日	9 変更年月日	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

	第 1	3 9	4 7 ·	<u>号</u>			壬	_			<u>葉</u> 商	す		県	人			報		三.		令	和 (5 年	6月	14	1 日	(玄	定曜	日)
冨岡県冨岡市専多区専多駅東二丁目一〇番一号第一冨岡ビルS館四階 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階3~愛東亰の大規模小売店舗を設置する者の住別	どぎ竹)に見真、記言甫 (分置) ら針)と福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番	会社コスモス薬品 代表取締	2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 九戸ニ雲才仙台三 二国〇番にた	ラッグコスモス旭西店	1 大規模小売店舗の名称及び所在地	届出の概要	千葉県知事 熊 谷 俊 人	令和六年六月十四日	『工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	ゥべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県	なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮	その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。	売店舗の変更について次のとおり届出があった。	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出		千葉県商工労働部経営支援課及び東金市経済環境部商工観光課	縦覧場所	令和五年十二月二十一日	一 届出年月日	令和五年九月一日	9 変更年月日	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階	締	7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	更後の大規模小売店舗を設置する者の岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇	5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所トラックコフモフ南柏店	ツブコス 云ス頁後の大規模小売)ドラッグコスモス	3 変更前の大規模小売店舗の名称 福岡男名 「「「「「「「「」」」(省)」 「「「」」() 「「」」() 「「」」() 「」)() 「」)()() 「」)()())()()	岡県冨岡庁専多区専多呎東二厂目一〇香一式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英	2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	柏市豊四季字弁天谷四九二番四ほか	ドラッグコスモス南柏店	1 大規模小売店舗の名称及び所在地	一届出の概要	千葉県知事 熊 谷 俊 人	令和六年六月十四日	商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県	なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮	その届出は、令和六年六月十四日から十月十	2	小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出		千葉県商工労働部経営支援課及び旭市商工観光課	三 縦覧場所	令和五年十二月二十一日	二 届出年月日	令和五年九月一日	7 変更年月日	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	締	6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工振興課
振 興

	第 1 3	3 9 4	7 号			壬			:	<u>葉</u>			Ę	1			報				令	和 6	5 年	6 J	<u>] 1</u> 4	1 目	(<u>{</u>	2曜	日)
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号の変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所でで、「大学」では、「大学」、「大学」、「大学」、「大学」、「大学」、「大学」、「大学」、「大学」	₹冨岡庁専多区専多尺東二厂目 - ○番 - 予育 - 畐岡ごレら官団前の大規模小売店舗を設置する者の住所	ドラッグコスモス大和田新田店 4 変更後の大規模小売店舗の名称	(仮称)コスモス大和田新田店・「多写前のプ規格へ売店舎の名称	りて見莫いきち甫り福岡市博多区博多駅	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	設置する者の氏名等	田字新木戸	ドラッグコスモス大和田新田店	1 大規模小売店舗の名称及び所在地	一届出の概要	千葉県知事 熊 谷 俊 人	令和六年六月十四日	商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	き事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千	なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮	その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。	小売店舗の変更について次のとおり届出があった。	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出		千葉県商工労働部経営支援課及び流山市経済振興部商工振興課	三 縦覧場所	令和五年十二月二十一日	二 届出年月日	令和五年九月一日	9 変更年月日	多駅東二丁目一〇番	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一○番一号第一福岡ビルS館四階で、変更前のプ規模小売店舗を設置する者の住所	変更介の大見莫い壱吉浦を受置ける香の庄ドラッグコスモス四街道店	4 変更後の大規冀小売店舗の名称(仮称)ドラッグコスモス四街道店	3 変更前の大規模小売店舗の名称 荷岡男神岡市博舎図博舎馬夏二 1 〇番一号	岡庁専多区専多尺東ニ厂目一〇番一コスモス薬品 代表取締役 横山英	2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	四街道市栗山字細野一、〇五二番四二八ほか	グコスモス四街道	1 大規模小売店舗の名称及び所在地	一届出の概要	千葉県知事 熊 谷 俊 人	令和六年六月十四日	商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県	なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮	その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。	小売店舗の変更について次のとおり届出があった。	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出		千葉県商工労働部経営支援課及び八千代市経済環境部商工観光課	三 縦覧場所	令和五年十二月二十一日	二 届出年月日	令和五年九月一日	9 変更年月日	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	薬品 代表取締役 横	8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

令利	日 6	年	6月	14	日	(金	耀	目)				壬				<u>葉</u>			ļ	1			報				貧	<u> 1</u>	3 9	4	7 <u>두</u>	<u>L</u>		
7		6		5		4		3			2			1	_			商工	すべ	な	そ	小売	大				三		_		9			8
変更前の大規模小売店舗において小売業を行	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一○番一号	変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階	変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所	ドラッグコスモス八街店	変更後の大規模小売店舗の名称	(仮称)コスモス八街店	変更前の大規模小売店舗の名称	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	- 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	八街市八街字北富士見ほ七三六番一ほか	ドラッグコスモス八街店	- 大規模小売店舗の名称及び所在地	届出の概要	千葉県知事 熊 谷 俊 人	令和六年六月十四日	労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	、べき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県	なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮	の届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。	売店舗の変更について次のとおり届出があった。	、規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出		千葉県商工労働部経営支援課及び四街道市環境経済部産業振興課	縦覧場所	令和五年十二月二十一日	届出年月日	令和五年九月一日	変更年月日	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	ス薬品 代表取締役	変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階
更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	ドラッグコスモス西の原店	4 変更後の大規模小売店舗の名称	(仮称)コスモス印西西の原店	3 変更前の大規模小売店舗の名称	岡山県岡山市北区野田二丁目四番一号	日本地所倉庫株式会社 代表取締役 藤沢純造	2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	印西市西の原五丁目一三番	ドラッグコスモス西の原店	1 大規模小売店舗の名称及び所在地	一届出の概要	千葉県知事 熊 谷 俊 人	令和六年六月十四日	商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県	なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮	その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。	小売店舗の変更について次のとおり届出があった。	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出		千葉県商工労働部経営支援課及び八街市経済環境部商工観光課	三 縦覧場所	令和五年十二月二十一日	二 届出年月日	令和五年九月一日	9 変更年月日	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階株式会社コスモス薬品(代表取締役)横山英昭

				<u>第 1</u>	3	9 4	↓ 7 ·	<u>号</u>				壬				<u>葉</u>			Ę				報	,			令	和 (<u>5 年</u>	6月	14	1 日	(<u>/</u>	定曜	日)
7 変更年月日	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階	3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	匝瑳市八日市場ロ字二ノ切九〇番一ほか	ドラッグコスモス八日市場店	1 大規模小売店舗の名称及び所在地	一届出の概要	千葉県知事 熊 谷 俊 人	令和六年六月十四日	商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県	なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮	その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。	小売店舗の変更について次のとおり届出があった。	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出		千葉県商工労働部経営支援課及び印西市環境経済部経済振興課	三 縦覧場所	令和五年十二月二十一日	一 届出年月日	令和五年九月一日	7 変更年月日	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	8 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	7 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の住所	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号第一福岡ビルS館四階	5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の住所	ドラッグコスモス横芝店	4 変更後の大規模小売店舗の名称	ドラッグコスモス横芝光店	3 変更前の大規模小売店舗の名称	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭	2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等	山武郡横芝光町栗山字稔台四、四六二番一ほか	ドラッグコスモス横芝店	1 大規模小売店舗の名称及び所在地	一届出の概要	千葉県知事 熊 谷 俊 人	令和六年六月十四日	商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。	すべき事項について意見を有する者は、令和六年六月十四日から十月十五日まで、千葉県	なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮	その届出は、令和六年六月十四日から十月十五日まで縦覧に供する。	小売店舗の変更について次のとおり届出があった。	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出		千葉県商工労働部経営支援課及び匝瑳市商工観光課	三 縦覧場所	令和五年十二月二十一日	二 届出年月日	令和五年九月一日

令和	6年	6月	14	目	(金曜	目)				壬				葉			肾	Į			報				第	13	9 4		<u>1</u>			
令和6年6月14日 千葉県企業局長 三 神 彰	とおり一般競争	入札公告	(ある。	この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるもので		千葉県監査委員 岩 井 泰 憲	葉県監査委員関 政	ЛI П	小倉	令和六年六月十四日	表する。	号)第百九十九条第一項、第二項及び第七項の規定により監査した結果を別冊のとおり公	令和六年一月一日から同年四月三十日までに、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七	監査結果の公表			五 免許年月日 令和四年七月二十日	四 免許番号 千葉県知事(七)第一二五三五号	三 代表者の氏名 木寺博一	二 事務所の所在地 市原市五井中央東二丁目一三番地一〇	一 商号 有限会社ベイラインエステート	千葉県知事 熊 谷 俊 人	令和六年六月十四日	十七条第一項の規定により公告	建物取引業者の事務所の所在地を確知できな	宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨の公告	- 千葉県商工労働部経営支援課及び山武郡横芝光町産業課	覧場所	令和五年十二月二十一日	二 届出年月日	令和五年九月一日	9 変更年月日
(4) 入札書の提出期限 ア 電子入札システムによる場合の提出期限 令和6年7月25日午後5時	\sim	る条例(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」	(3) 入札説明書の交付期間 令和6年6月14日から28日まで(千葉県の休日に関す	bis.supercals.jp/portalPublic/	前舷埋課発約班 電話043 (211) 8589	2 千葉市花見川区幕張町五丁	(1)入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒	3 入札書の提出場所等	を満たす者であること。	(6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件	(5) 電子入札システムによる場合は、電子認証 (ICカード)を取得していること。	暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。	等基準(昭和57年12月1日制定)に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る	(4)この公告の日から開札の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止	札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこ	(3)この公告の日から開札の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入	に格付けされている者であること。	(2) 物品等入札参加業者適格者名簿に登載されている者のうち、委託においてAの等級	者であること。	(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない	2 入札に参加する者に必要な資格	難い者は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。	(6) 電子入札の利用 この案件は、電子入札システムで行う。ただし、電子入札により	た契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。	税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もっ	「アノトで伯当りの観を加昇した金額(国家金額で1日米値の端数があるできば、たり端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10 ユン結させ解してく解し、近年へ結に、田土浦の囲歩ださてしませ	(4)履行場所 千葉県企業局長が指定する場所	(3)履行期間 契約締結の日から令和10年3月31日まで	(2)調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。	(1)購入等件名及び数量 水道料金等預金口座振替取りまとめ業務委託 一式	1 入札に付する事項

- 紙入札方式による場合の提出期限 令和6年7月25日午後5時
- (5) 開札の日時及び場所 令和6年7月26日午前9時 千葉県企業局入札室
- 4 低入札価格調査制度及び調査基準価格

(金曜日)

- (1) この入札は、別に定める「千葉県企業局委託業務低入札価格調査実施要領」に基づ
- (2) 調査基準価格は、予定価格に100分の70を乗じて得た金額(当該金額に1円未 満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)とする。
- 低入札価格調査

年 6 月

- (1) 最低価格入札者(以下「第1順位者」という。)の入札価格が調査基準価格を下回 る場合は、低入札価格調査を実施する
- (2) 第1順位者であっても、入札価格が調査基準価格を下回る場合は、必ずしも落札者
- (3) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者(以下「低価格入札者」という。) は、事後の事情聴取等の調査に協力しなければならない。当該調査に協力しない者の
- (4) 低価格入札者は、開札日の翌日から起算して4日以内(この期間に県の休日が含ま を提出しない者のした入札は無効とする。 れる場合にあっては、その日数は、算入しない。)に、低入札価格調査の実施者から 指示された書類を作成して提出しなければならない。なお、提出期限までに当該書類
- (5) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履 者を落札者とすることがある。 行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格 の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した
- (6) 落札となるべき入札がないときは、別に入札日を定め再度入札を実施する
- (7) 低入札価格調査を受けた落札者との契約については、別に定める「低入札価格調査 を経て契約する場合の特約条項」を契約書に特約条項として添付する。
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- 人札保証金

3947号

- 以下「財務規程」という。)第145条の規定によるものとする。 契約保証金 千葉県企業局財務規程(昭和39年千葉県水道局管理規程第6
- (3) 入札者に要求される事項 局長から(4)により提出した申請書等に関し説明を求められた場合は、それに応じ なければならない。 入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県企業
- 入札参加資格の確認

本号(別冊を含む。

八三円

部

- 資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認 を受けていない者は、この一般競争入札に参加することができない。 データを次により電子入札システムのURLに提出し、入札に参加する者に必要な この一般競争入札に電子入札システムによる参加を希望する者は、 別に指定する
- 令和6年6月28日午後5時
- 3 (2) 電子入札システムのURLに同じ
- イ この一般競争入札に紙入札方式による参加を希望する者は、3 (1)に示す場所 出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札 ることができない。 に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この一般競争入札に参加す において別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を次により提
- (ア) 提出期限 令和6年6月28日午後5時
- (イ) 提出場所 3 (1) に示す場所
- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に した入札書は、無効とする。 求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札に関する条件に違反
- (6) 契約書の作成の要否 瞅
- (7) 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると千葉県企業局長が判断し 限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。 た入札者であって、財務規程第158条第1項の規定により作成された予定価格の制
- (8) 契約を締結しない場合における入札参加資格の取消し 約を締結しない場合は、入札条件の誤認や入札金額の錯誤等を認めたときであって も、3年以内の期間を定めて、入札参加資格を取り消すことがある。 落札者がこの公告に係る契
- (9) その他「詳細は、入札説明書による。
- (1) Nature and quantity of the services to be required: Commission to manage deposit account transfer of water bill (1set)
- (2) Time limit for tender: 5:00 P.M., 25 July, 2024
- (3) Contact point for the notice: Accounting Division, ment, Chiba Prefectural Public Enterprises Bureau, Hanamigawa-ku, Chiba-shi, Chiba Prefecture, 262-8512 Japan TEL 043-211-8589 5-417-24 Makuhari-cho, Administration Depart-

行 者 千葉市中央区市場町一番 一 号

発

葉

県

千

〇四三 (二二三) 二六五八